

農薬環境行政の課題と対応方針

環境省 水・大気環境局 土壌環境課 農薬環境管理室 おがさ はら 小笠原 たけ あき 毅 輝

はじめに

2018年6月15日に農薬取締法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が公布され、農薬の動植物に対する影響評価の対象が、従来の水産動植物から陸域を含む生活環境動植物（その生息又は生育に支障を生ずる場合には人の生活環境の保全上支障を生ずるおそれがある動植物をいう（改正法第3条。））に拡大された。この規定は改正法の公布日から2年以内に施行される。

今後、新たに生活環境動植物に係る農薬登録基準を定める必要があるため、評価対象動植物を選定するとともに、毒性試験（試験生物種の選定を含む）、暴露評価及びリスク評価に関する方法等について検討し、農薬登録申請者等に対する周知期間を勘案して、これらを早期に示す必要がある。

本稿では、今回の農薬取締法の改正により、特に環境大臣が定める農薬登録基準における生態影響評価の拡充について、現在の検討状況とともに、その他の農薬環境行政の課題と対応方針について紹介する。

I 農薬取締法の改正と生態影響評価の見直しの背景

1 農薬登録制度における水産動植物に係る生態影響評価の変遷

現行法の下、農薬登録制度における生態影響評価は、水産動植物を対象として以下の変遷をたどってきた。

（1）魚毒性による評価の導入

戦後、水稻を中心とした農薬の開発、普及が進む中で、水田から河川に流出した農薬による水産動植物への被害が発生したことから、1963年の農薬取締法の改正により、農薬登録審査において水産動植物に対する影響評価を行うことが盛り込まれ、「水田使用農薬であって、コ

イに対する48時間LC₅₀（半数致死濃度）が0.1ppm以下で、かつコイに対する毒性の消失日数が7日以上であること」を登録保留基準として定め、魚毒性の強い農薬を規制した。

（2）生態リスクによる評価の導入

それまでの魚毒性のみによる評価では、農薬の水産動植物に対する影響評価としては不十分であるとして、諸外国におけるリスク評価の状況も踏まえ、2005年から①魚類のほか、甲殻類等と藻類を評価対象に追加、②水田のほか、畑や果樹園等で使用される農薬を評価対象に追加、③個々の農薬の毒性値に基づく基準値と環境中での農薬の暴露量を考慮して算定した予測濃度との比較、により環境中予測濃度が基準値を超える場合には登録を保留する制度に変更した。

（3）ユスリカ幼虫試験の導入

ネオニコチノイド系等の殺虫剤では、甲殻類等の種によって感受性の差が大きいことが判明し、従来のミジンコを用いる試験では甲殻類等への農薬のリスクを過小評価してしまう可能性が示唆されたことから、2016年からこれらの殺虫剤については、より感受性の高い水生昆虫であるユスリカ幼虫を用いる毒性試験の提出を求め、また、2018年度からは、全ての新規登録を申請する殺虫剤を対象にユスリカ幼虫試験を必須とした。

2 法改正と生態影響評価の見直しの背景

我が国の農薬登録制度における生態影響評価では、対象を水産動植物に限定していることから環境保全の観点から十分とは言えず、第4次環境基本計画（2012年4月27日閣議決定）では、水産動植物以外の生物を対象とした新たなリスク評価が可能となるよう、科学的知見の集積を図りつつ、検討を進めるとされていた。他方、EU、米国等では、すでに農薬登録制度において水産動植物以外の生物を含む生態影響評価を行っている。

さらに2017年の通常国会においては、「農業競争力強化支援法」（平成29年5月12日法律第35号）が制定され、国は、農薬の登録に係る規制について、安全性確保、国際標準との調和、最新の科学的知見により見直しを行